

菅義偉首相による日本学術会議会員推薦者の任命拒否に抗議し、

6人の速やかな任命を求めます

2020年10月13日

京都府公立大学法人労働組合執行委員会

10月1日、日本学術会議の総会において、山極壽一前会長は学術会議が推薦した第25期新会員候補105人のうち、第一部会（人文・社会科学）が推薦したうちの6人が菅義偉首相から任命を拒否されたことを明らかにしました。これは大学で教育研究し働く私たちにとって極めて由々しき事態です。

法規に基づいて選考、推薦された105人の新規会員候補者—6人を任命拒否する理由はない

日本学術会議は、日本学術会議法に基づいて設置される組織であり、戦後1949年1月に設置されました。その目的は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（同法第2条）にあります。また、同法の前文にあるように「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与すること」を「使命」としています。

学術会議はまた、日本の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全分野の約87万人の科学者を内外に代表する機関となっており、210人の会員と約2000人の連携会員によって、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる」という2つの職務を担っています。

会員となる手続きは、法第7条2に「第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」とあり、法第17条は「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。」とあります。また、会員は6年任期で、会期ごとに半数改選されることになっています（第7条3）。

規則に基づいて、第24期学術会議では、次期会員候補者の選考、推薦に向けて、2018年2月から選考委員会を立ち上げ、山極前会長をはじめ16人の選考委員によって20回もの審議を重ねてきています。このように2年以上もの時間をかけた審議を経て選考され、第25期105人の会員候補者が決定されています。そして、今年8月31日に学術会議から内閣総理大臣に推薦されています。

果たすべきは菅首相の説明責任—国会での政府答弁を軽率に覆した責任が問われている

このように法・規則に基づく手続きを踏まえ推薦された候補者を、いかなる理由でもって任命拒否するのか、菅義偉首相には説明責任があります。菅首相は会見等でたびたび「総合的、俯瞰（ふかん）的な活動を確保する観点から判断した」と述べていますが、全く「説明」になっていません。さらに、10月9日には105人の推薦者リストは「見ていない」、9月28日に見た時点では99人だったとしています。だとするならば、6人の削除は、任命責任者である菅首相が判断したのではないことになり、学術会議法第7条2に反する違法行為が行われていることになります。菅首相は、事実経過を明らかにし、いつ誰がどのような理由から、任命拒否する判断を行ったのか、明瞭に説明すべきです。

また、「前例は踏襲しない」として、推薦通りに任命しないことを正当化するような発言も見られます。しかし、NHKの10月8日の報道によれば、学術会議の会員の選出方法が、1984年の法改正で、学会推薦に基づき内閣総理大臣が任命する方式に変更されるに際して、1983年の国会、参議院文教委員会の場では、任命拒否の懸念の声も出る中、当時の総理府の総務長官は「形だけの推薦制であって、学会のほうから推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく」と答弁しています。また当時の内閣官房参事官も「210人の会員が推薦されてまいりまして、それをそのとおりの内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうに、この条文を私どもは解釈をしております。」と答弁し、当時の中曽根康弘首相は、日本学術会議について「独立性を重んじていくという政府の態度はいささかも変わるものではございません」とし、「学問の自由ということは憲法でも保障しておる」「特に日本学術会議法にはそういう独立性を保障しておる条文もある」と述べています。こう

して、首相による任命は学術会議の推薦を形式的に承認するに止まる事が確認されたと言えます。ゆえに、今回、かつて国会で政府が答弁した法解釈に基づかない任命拒否は、違法の疑いがあります。政府の一方的な解釈変更に基づくものだとなれば、極めて重大な国会軽視です。法規に基づいて行われた学術会議の推薦を上記のような違法行為でもって対応する政府の姿勢は、法律を軽視、ないがしろにする暴挙であり、政府の暴走であり、断じて見過ごすわけにはいきません。

さらに、この間の報道によれば、政府による学術会議の人事への介入は、菅首相就任以前から行われてきていることが明らかになってきています。今回の6人だけでなく、補充人事の際にも介入があったために補充ができなかったことのほか、2018年に内閣府と内閣法制局との間で「任命権者たる総理大臣が、推薦のとおり、任命しなければならないというわけではないという趣旨の整理」が行われたと、加藤勝信内閣官房長官は10月5日の記者会見で述べています。つまり、今回明らかになったのは、政府が率先して学術会議の人事に介入し、その独立性を侵害する行為を継続的に行ってきたという重大な事実です。

科学研究が「特定の権威や組織の利害」に左右されてはならない—「学問の自由」が脅かされている

学術研究とその環境は時の権力や政策に左右されることのない、独立性の高い組織運営が強く要請される場所です。戦前は、教授会の自治はある程度認められたものの、1933年の滝川事件（京都帝国大学滝川幸辰教授）、1935年の天皇機関説事件（美濃部達吉東京帝国大学名誉教授）、1937年の矢内原忠雄事件（東京帝国大学教授）、1938年の河合栄治郎事件（東京帝国大学教授）、1940年の津田事件（津田左右吉早稲田大学教授）など、立て続けに国家による学問研究への直接的介入、時の政府には受け入れがたい学説に対する弾圧でした。こうして行きついた先は、無謀な戦争であり、国内外に国民に多大な被害をもたらしました。この過ちを二度と繰り返さないために、日本国憲法が定められたのであり、また大日本帝国憲法には存在しない、「学問の自由は、これを保障する。」（第23条）を明記したのです。

学術会議が定めた「科学者の行動規範」（2006年制定、2013年改訂）において、科学者は「学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受する」とともに「専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する」ことをうたっています。「合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系」である科学が、「特定の権威や組織の利害」によって左右されることは「人類が共有するかけがえのない資産」が損なわれることになるという自覚に基づいているからです。

国際的に権威のある科学誌 Nature は「ネイチャーが今まで以上に政治を報じる必要がある理由（Why Nature needs to cover politics now more than ever）」と題した社説（10月6日付）において、菅首相が学者6人を学術会議会員へ任命拒否した問題も紹介し、「政治家たちが学問の自由を守るという原則に反発する兆候がある」と指摘、この原則が守られないと「人々の健康や環境、社会を危険にさらす」としています。そして、「科学と政治の関係を導いてきた慣習が脅威にさらされていて、ネイチャーは黙ってみているわけにはいかない」と社説を締めくくっています。また、アメリカの科学誌 Science は「日本の新首相、学術会議との戦いを選ぶ（Japan's new prime minister picks fight with Science Council）」と題した記事を掲載（10月5日付）、菅首相が新会員の任命プロセスを「混乱させた」と報じています。このように今回の首相による任命拒否問題は、世界的にも注視される事件となっています。

菅首相の任命拒否に強く抗議し、候補者6人の速やかな任命を求める

いままさに、法律やそれに基づく手続きが軽視され、ないがしろにされており、「学問の自由」が脅かされています。菅首相による学術会議への露骨な人事介入は、日本ひいては世界の科学界、学术界への脅威であり、暴挙とも言えるものであり、看過するわけにはいきません。私たち京都府公立大学法人労働組合は、今回の任命拒否問題について、菅義偉首相ならびに菅内閣に強く抗議します。あわせて、学術会議が10月2日の総会として提出した「要望書」に示される通り、①任命拒否の理由を説明するとともに、②候補者6人を速やかに任命するよう、菅首相に強く求めるものです。

以上